

何礼之とその翻訳書について

— 『政治略原』の漢字翻訳語を中心に

朱 鳳

A Study on Ga Noriyuki and His Translation — Focus on *An introduction to Politics* and Translation Words in Chinese Characters

ZHU Feng

Ga Noriyuki was a Chinese interpreter in Nagasaki at the end of the Edo period. He learned English, and translated numerous English books into Japanese. This paper focuses on one of his books entitled “An introduction to Politics (1871),” and the terms in Chinese characters. This paper explores whether his Chinese background influenced the words he chose for his translation or not.

There are two categories of translation words in his book. One is concerned with new terms written in Chinese characters, which were newly created for Western concepts, such as “minshushugi” for democracy. Another is about original terms written in Chinese characters, such as “Yuga” for court of justice, and “Wukeai” for bail.

In a comparison with some translated books and some Chinese textbooks, I found that Ga Noriyuki’s new terms almost all existed in other books, and that his original terms were from Chinese, not from Japanese. Clearly, this means that his background as a Chinese interpreter had influenced his translation. To help his readers understand these original Chinese character terms, he endeavored to attach a brief Japanese description to the left of the Chinese characters.

Though the original terms in Chinese characters, which were used in his book, did not become Japanese words in the end, these original terms in Chinese characters did help people to gain knowledge of western culture during Ga Noriyuki’s period of history.

キーワード：翻訳書 (translation)、唐通事 (Chinese interpreter)、何礼之 (Ga Noriyuki)、漢字語彙 (terms in Chinese character)

1 はじめに

何礼之（がのりゆき、1840-1923）は異色な人物である。長崎の唐通事の家生まれ、父親の何栄三郎は彼が5歳の時に病気のため、役所に「退役願」を提出し、彼に家業を継がせた。その後彼は「稽古通詞」、つまり見習い通詞としての唐通事人生を始めた¹⁾。しかし、彼が15歳の時に、「頻年魯、佛、英、米等ノ軍艦絡繹トシテ来航憤然」となり、「外国語兼脩ノ志ヲ興ス」²⁾決心をした。長崎に舶来した英華字典を手に入れて、独学したり、中国から日本に上陸した宣教師について学習したりして、英語をマスターした。蘭通詞と違って、彼は家業の唐通事としての中国語力と後に習得した英語力を兼ねた能力をもっているために、幕末の外交交渉役や、英語教育、西書翻訳と多方面に活躍していた。何礼之の英語学習に関しては、すでに古賀十二郎の『徳川時代に於ける長崎の英語研究』（1947）、許海華の「長崎唐通事何礼之の英語学習」（『関西大学東西学術研究所紀要』第44輯 2011）と筆者の「何礼之と宣教師の交流について」（『環流する東アジアの近代新語訳語』2014）などの先行研究がある。

上記の先行研究は何礼之の英語学習について一定の研究成果を上げている。特に古賀十二郎氏の研究は唐通事、蘭通詞の英語学習始めについて詳細に記述しており、非常に学術価値の高い研究書であるが、何礼之に関する専門書ではない。また、許海華氏と筆者の論文は何礼之の英語学習背景及び英語を教わった具体的な人物まで突きとめたが、何礼之のその後の活躍、特に翻訳活動については、記述されていない。

そこで、本論は彼の翻訳書『政治略原』を資料にし、中国語と英語両方の学習経験を持っていた彼の翻訳はどのようなものであろうか、唐通事としての文化背景は彼の翻訳、特に漢字翻訳語に影響を与えているかどうかを考察していく。

2 何礼之と『政治略原』

慶応三年（1867）に何礼之は江戸に召され、英語学校の頭取に就任した。明治になった後、政府の役人、岩倉大使の随行員などの要職にも就いていた。これらの経験をきっかけに、何礼之は洋書翻訳を始めた。彼の翻訳書は政治、経済、法律を中心としたものが多い。本論では、明治維新时期の中でもっとも多くの西洋制度を導入し、変革を行った明治五年（1872）の前夜に彼が翻訳した『政治略原』（上下2冊、明治四年春、1871）を取り上げる。

1) 何栄三郎、何礼之『公務記』（天保十五年～弘化四年）（東京大学史料編纂所 長崎唐通事何礼之関係資料02-006）

2) 大久保達正 『松方正義関係文書』第十二巻 367頁

(1) 翻訳の経緯

『政治略原』を出版した経緯に関して、何礼之は本書の「自序」に詳細に述べている。春休みの間に数人の学生と魚熊（ヨング）の書を勉強しながら訳した原稿を友人の中金夢得に見せたところ、出版するようにと勧められた。「夢得曰誠然、然我邦商賈遂銖銖之末而不通政治之要領。今教化日進、洋学諸家譯政體、法律等之書、刻本連出、君子即擇而閱之。入学者則受而閱之。唯如商賈常苦無易讀之書。今如此書實為彼輩開知航筏也。使彼輩開知亦報國之一事也」³⁾とあるように、当時西洋の政治、法律を紹介する翻訳書が洋学者によって盛んに出版され、多くの知識人と学生が恩恵を受けているが、政治の知識がない一般市井のための読み易い書物はまだなかった。従って、何礼之の翻訳書は今まで出版された書物と少し違って、専門家のためではなく、一般民衆の啓蒙書的なものになる。

原書と著者の魚熊（ヨング）について、「緒言」に「此書ハ『フルスト、ブック、^(ママ)オフ、シウビル、ゴウルンメント』ト稱シテ亞国ノ政学家ヨング氏ノ所著ニシテ即チ政学入門書ノ義ナリ原本ハ紀元千八百六十八年ノ刊行ニ係ル今姑ラク顔シテ政治略原ト云フ」と述べている。

つまり、原書はアメリカの Andrew W. Young (1802-1877) が学生のために作った教科書である。Andrew W. Young はアメリカの歴史学者であり、1830年代から1870年代にかけて、学生のために、アメリカ政府、州政府の仕組み、市民の権利と責任、政府と州の法律などに関する教科書を精力的に書き上げた人物である。*Introduction to the Science of Government* (1835)、*First Lessons in Civil Government* (1843)、*Citizen's Manual of Government and Law* (1851)などをあげることが出来る。何礼之が言及していた「フルスト、ブック、オフ、シウビル、ゴウルンメント」(*First Book on Civil Government*) もその中の一部である。

(2) 『政治略原』と原書の関係性

国立国会図書館に *First Book on Civil Government* を所蔵しているが、1868年版ではなく、1867年版である。その版本の扉頁に“FIRST BOOK ON CIVIL GOVERNMENT BEING AN INTRODUCTION TO THE GOVERNMENT CLASS BOOK DESIGNED FOR THE YOUNGER CLASSES IN SCHOOLS”と記されている。つまり、*First Book on Civil Government* は、*The Government Class book* (1865) の簡略版であり、低学年の学童のために編纂されているものである。何礼之は自ら訳述した『政治略原』について、「此書は即チ其初段ノ一部ノミニシテ後段ニ至リテハ更ニ上等ノ学生ヲ教授スル為メニ同氏ノ所著ノ『ゴウルンメント、カラス、

3) 瓊江何禮之譯述『政治略原』(上) 明治辛未春正月 盈科齋藏版 「自序」

ブック』を抄譯シテ之ニ充タス⁴⁾と述べている。『政治略原』はヨング氏の前述した両書を利用して抄訳したものと分かる。

本論文は、盈科齋藏版で、明治辛未春正月に出版された『政治略原』(上、下)(国文学研究資料館データベース、<http://school.nijl.ac.jp/kindai/CKMR/CKMR-00651.html#1>) および国立国会図書館所蔵*First Book on Civil Government* (1867)とアメリカミシガン大学図書館所蔵*The Government Class book* (1865)(データベース、<http://quod.lib.umich.edu/t/text/accesspolicy.html>)を第一次資料にし、『政治略原』にある漢字翻訳語を考察し、その特徴を見出したい。

*First Book on Civil Government*が48課あるのに対して、『政治略原』は22章で構成されている。両書の目次を照らし合わせてみると、『政治略原』の22章のタイトルは*First Book on Civil Government*の1課から22課までのタイトルとほぼ一致している。

表1 『政治略原』と原書の題目比較

<i>First Book on Civil Government</i>	『政治略原』
PRINCIPLES OF GOVERNMENT	政治大意
The Social Sate the Natural Sate of Mankind	人民ノ稟性
Rights and Liberty-Rules of Action	本権自由人民ノ所行
Laws-the Necessity of Civil government	法律、政府要務之事
The different forms of Government-Monarchy, Aristocracy, Democracy, republic	政府ノ體裁
STATE GOVERNMENTS	小政府
Constitution-How a Constitution is made	国憲
Electors, and their Qualifications	代議士ヲ撰ム可キ人物
Elections	撰擧ノ法
State Legislatures-how constituted	立法廳一名議政官
Meeting and Organization of a State legislature	立法廳會議之制
How the Laws are enacted	法律ヲ創立スル法
Executive Department-Government and Lieutenant-Governor	行政廳一名執政官
Assistant Executive State Officers	執政ノ官属
Counties, and County officers	州廳及其官吏
Towns, and Town Officers	邑廳及其官吏
Incorporation of Villages, Cities, & c	村會府會等
Judicial Department-Justice's Court	司律廳一名裁判局
Trial by Jury-Appeal	會審ノ法

4) 瓊江河禮之譯述 同掲書 「緒言」三葉

Courts other than Justices' Courts-Grand and Petty Juries	邑衙ノ外諸法衙 大会審、小会審
Arrest and Examination of Offenders	罪人ノ提審
Crimes and Misdemeanors	大小ノ罪科
Education-Schools & c	教育
Assessment and Collection of Taxes	估税収税之法

しかし、その中身はすべて *First Book on Civil Government* ではなく、上述の両書の内容を適宜合わせたものである。翻訳も逐語翻訳ではなく、意識、解釈の性格が強い。

例えば、第一章の「人民ノ稟性」の冒頭において、人間は社会性のあるものであり、一人では生きていけないという本質を持っている (Mankind are social beings. They are by nature disposed to associated with each other.) ことを述べた後の両書の原文はそれぞれ次の通りである。

But, although men need the assistance of each other, each is to have the care of himself. And although it is every one's duty to receive the needy and the suffering, it is so ordered that each is to provide especially for himself and his household. Thus a greater number is cared for, and better cared for, than there would be if each other labor alike for all, or for no one in particular⁵⁾. (*First Book on Civil Government*, 1867)

But, although men need the assistance of each other, they are so formed that each must have the care of himself. If every man were fed and clothed from a common store provided by the labor of all, many, depending upon the labor of others, would be less industrious than they now are⁶⁾. (*The Government Class book*, 1865)

何礼之の訳文は次の通りである。

然レ共一身ヲ営ミ妻子ヲ養ニ至テハ宜シク自ラ勤勞シテ自ラ衣食ヲ求ム可シ。徒ニ其天性ニ依頼シテ他人ノ養ヲ仰ク可ラス斯ノ如キ者ハ天理ニ背キ、空シク人勞ヲ食ムト云フ天理ニ背キ人勞ヲ食ム者多ケレハ、自然ニ他人ノ勤勞ヲ折クニ至ル。試ミニ今各人ノ千辛萬苦シテ所獲ノ利益を衆ニ分チ齋シク彼ノ游惰衣食スル者ニモ及ス時ハ、誰カ能孜孜トシテ

5) Andrew W. Young *First book on Civil Government* Clark & Maynard, Publishers, New York 1867年 14頁

6) Andrew W. Young *The Government Class book* J. C. Derby & N. C. Miller, New York 1865年 14-15頁

人ノ為ニ勞スル者アランヤ。逸ヲ喜ヒ勞ヲ厭フハ人情ノ常ナレハ、勤ムル者モ後ニハ怠リ⁷⁾。
 (『政治略原』上、二葉)

上記の訳文を見ると、かなり両書の原文を咀嚼し、原文の意味を理解した上で、意識したことが分かる。ここでは一例しか挙げていないが、全体的にこの例と同様に抄訳するところが多い。そのこともあるが、何礼之は本文の冒頭では「何禮之譯」ではなく、「何禮之譯述」となっている。この「述」は恐らく解釈、意識の意味が含まれていると考えられる。

3 『政治略原』にある漢字翻訳語

全書の翻訳語について、何礼之は、「緒言」に次のように述べている。

政學及ヒ律令ニ於テハ自ラ一科ノ熟語アリテ一々之ヲ通用ノ語ニ改メ難シ今盡ク其譯例ヲ示ス時ハ徒ニ煩ヲ増ス耳ナルカ故ニ譯語通シ難キ者ニハ細註ヲ加ヘ或ハ左訓ヲ付ス且序文ニ云ヘル如ク單ニ市井ノ童蒙ヲ啓牖スル小冊子ナレハ文詞ノ鄙俚ハ論スル迄モ無シ看者笑フ勿レ⁸⁾

このように、既存の政治、法律の専門用語を一々常用語（通用ノ語）に換えずそのまま継承すると表明する一方、ただしわかり難い単語に関して、「細註」或いは「左訓」を付け加え、一般の市井、童蒙も分かるように簡易な言葉を使うと述べている。何礼之が言っている「細註」とは漢字翻訳語に付しているカタカナ語であり、「左訓」とは漢字語に付している解釈である。本論は特に「細註」と「左訓」が付している漢字翻訳語と漢字語を中心に検討していく。

(1) 漢字翻訳語と「細註」について

『政治略原』に細註がついている漢字翻訳語を政治用語と法律用語に分け、下記の表2と表3で整理する。

7) 瓊江何禮之譯述 同掲書 本文一葉

8) 瓊江何禮之譯述 同掲書 「緒言」四葉

表2 政治関連用語

漢訳語	細註	原書の英語	漢訳語	細註	原書の英語
国法	ムニシパルロオー	municipal	貴族合議	アリストクラシー	aristocracy
民法	シビイルロオー	civil law	民主政治	デモクレシー	democracy
政府ノ體裁	ファーム オフ ゴウルンメント	forms of government	代議士	リプレゼンテーチ フ	representative
君權	ソウエリン パオル	sovereign power	共和	レプブリック	republic
無上の權	シユプリーム パ オル	supreme power	根本ノ律	フンダメンダル ロオー	fundamental law
立君	モナルキー	monarchy	大会議	コンウエショリ	convention
独裁	アプソリュートモ ナルキー	absolute monarchy	委員	デリゲート	delegate
覇政	デスポチック	despotic (despotism)	撰ム權	ソフフレーシ	suffrage
立君定律	リミテッドモナル キー	limited monarchy	免許	フランチーズ	franchise
上局、清華院	ハウス オフ ロ ルズ	house of lords	政務ノ權	ポリチカール パ オル	political power
下局、衆庶院	ハウス オス コ ムムンス	house of commons	吏務ノ權	シビイル パオル	civil power

表3 法律関連用語

漢訳語	細註	原書の英語	漢訳語	細註	原書の英語
撰司	ジュッジ オフ エレクション	judge of election	準案	アッフイルム	Affirm
撰監	インスペクトル オフエレクション	inspector of election	翻案	レウエルス	review
高數	プルラルチー	plurality	行衙	シルクイト コール ト	circuit court
倍數	メジョリチー	majority	高衙	シュペリヨル コ ールト	superior court
檢口	テーキング デセ ンシユス	taking the census	越訴ノ衙	コート オフアッ ピール	court of appeal
議長	スピークル	speaker	小會審	ペチートジェリー	petit jury
會頭	プレシテント	president	大會審	ガランド ジェリー	grand jury
權會頭	プレシテント プ ロ テシプル	president pro tempore	保領	ペイル	bail
決議	カスチング フォ ード	casting vote	保状	レコグニザンス	recognizance
發議ノ期度	クオールム	quorum	重罪	カピタル クライ ム	capital crime

議定	アクト	act	極刑	カピタル ポニシメント	capital punishment
條例	スタチュード	statute	反逆	トリーズン	treason
立會	ジューリ	jury	謀殺	ムルトル	murder
検屍	インクエスト	inquest	誤殺	メン斯拉ウトル	manslaughter
聴訟司	ボロセキューチング アトロニー	prosecuting attorney	過失殺	ホミシッド	homicide
捕亡使	コンステーブル	constable	放火	アルソン	arson
年寄	アルドルメン	old men	毀屋	ブルクレイ	burglary
立法會	コムモンカオンシル	common council	偽券	フオルゼリー	forgery
邑衙	ジェスチス コールド	justice' court	贋造	コントルフィチングイ	counterfeiting
罪	クライム	crime	搶奪	ロッベリー	robbery
過失	ミスデミーノル	misdemeanor	賊侵	ベッスルメント	embezzlement
原告	プレインチフ	plaintiff	竊盜	ラルセニー	larceny
被告	デフエンダント	defendant	妄誓	ペルジュリー	perjury
追票	エクスキューション	execution	毆闘	デュエリング	dueling
貨財	グース及ヒチャットル	goods and chattels	失操	ビゲミー	bigamy
會審	トライル バイジュリー	trial by jury	多耦	ポリベミー	polygamy
會審司	ジュリー	jury	暴撃	アスソルト或ハハッテリー	assault and battery
口書	ウエルディクト	verdict	徒黨	ライオット	riot
裁判役	ウエリール	venire	人頭税	ポールタックス	poll tax
越訴	アップピール	appeal			

上記のおびただしい漢字翻訳語についているカタカナ語は英語の発音を示しているもので、読者は漢字翻訳語を見ながら、意味を理解し、同時に英語の発音もカタカナを通して学習できる。また、漢字翻訳語にさらに解釈する必要のあることばに対して細注と左訓を両方つけるケースもある。「保状（ウケガキ、レコグニザンス）」はその一例である。

さらに分析するために、表2と表3の漢字翻訳語を分類し、漢訳語と漢字語とを分けることにする。本論で論述する漢訳語とは西洋の新しい概念を訳すために創出された漢字訳語を指す。それに対して、漢字語は、たとえ新しい概念の翻訳語として使われていると言っても、在来の漢字語を利用し、新しく創出したものではない。たとえば、表2にある「absolute monarchy 独裁、despotic 覇政、aristocracy 貴族合議、democracy 民主政治、limited monarchy 立君定

律、representative 代議士、republic 共和、monarchy 立君、president 會頭」などは漢訳語に分類できるが、「house of lords 清華院、house of commons 衆庶院、justice' court 邑衙、review 翻案、circuit court 行衙、superior court 高衙、court of appeal 越訴の衙、bail 保領、prosecuting attorney 聽訟司」などは漢訳語より漢字語の性格が強い。

(2) 『政治略原』の漢訳語の継承性

表2と表3でまとめた漢字翻訳語に関して、漢字語はもちろんのこと、漢訳語の多くも何礼之が創出したものではなく、ほとんど『政治略原』以前に創出されて、彼が継承したものである。その継承を確認するために、『政治略原』以前に翻訳され、かつ多くの西洋政治、法律に関する漢字翻訳語が使われている『万国公法』『西洋事情』と『大美聯邦志畧』にある関連漢字翻訳語をあげてみる。

① 丁韞良 (William Alexander Parsons Martin, 1827-1916) の『万国公法』(1864)

(下線部は筆者が付したものである。以下同様一筆者注)

- (1) 法國之民，前时叛君而立民主之國。(卷二、六十三葉)
- (2) 合邦制法之權，在其總會，總會有上下二房，在上房者，為各邦會所選，在下房者，為各邦之民人所選。(卷一、三十四葉)
- (3) 下法院斷其案，上法院覆審其案。(卷二、三十八葉)

② 福沢諭吉の『西洋事情』(1866)

- (1) 政治ニ三様アリ曰く立君モナルキ、礼樂征伐一君ヨリ出ズ。曰く貴族合議アリストカラシ国内ノ貴族名家相集テ国政ヲ行フ。曰く共和政治レポブリック門地貴賤ヲ論セス人望ノ属スル者ヲ立テ、主長トナシ國民一般ト協議シテ政ヲ為ス。(中略) 唯國君一人ノ意イ随テ事ヲ行フモノヲ立君独裁デスポットト云フ。(中略) 一定の國律アリテ君ノ権限ヲ抑制スル者を立君定律コンスチチュショナル、モナルキト云フ。(卷一、一葉、慶応二年(1866) 尚古堂発兌)
- (2) 我諸州ヲモ独裁ノ政治ニ属セントスル為ナリ。(卷之二、八葉、慶応二年(1866) 尚古堂発兌) (Fit instrument for introducing the same absolute rule into these Colonies. (*Declaration of Independence*))

③ 裨治文 (Elijah Coleman Bridgman, 1801-1861) の『大美聯邦志畧』

(1861、本論使用するものは1861年の翻刻版『聯邦志略』、箕作阮甫訓点、江左老皂卷蔵梓のものである一筆者注)

- (1) 會議立法，於民甚便，惟霸王デスポチック者為懼。

- (2) 夫字内之國政，大要不同者有三。一曰權由上出，為君是專。(中略) 一曰君民同權，相商而治。(中略) 一曰君非世及，惟民所選，權在庶民，君供其職。(上卷、二十四葉)
- (3) 十三邦共派紳董レプレゼンタント 議立政體。(上卷、二十五葉)
- (4) 凡立法權柄總由國會コンGRES中元老セナート紳董レプレゼンタント兩院司掌。(上卷、二十五葉)
- (5) 凡國中審判總權，槩歸國會之司審總院スエポリームコウルト及所屬各官專執。(上卷、二十八葉)
- (6) 我邦理刑之官凡分三等。一，大審院オップルゲレクッホル、(中略) 二，道審院シルコイト、(中略) 三，州審院ヂストリクトコウルト。(上卷、三十葉)

上記の3書の下線部の漢字翻訳語を『政治略原』と比較するために表4にまとめる。

表4 漢訳語の比較

政治略原／ 細注	万国公法	西洋事情／ カタカナ注	聯邦志略／ カタカナ注
独裁 アプソリュートモナル キー	なし	独裁ノ政治 absolute rule	なし
覇政 デスポチック	なし	立君独裁 デスポット	霸王 デスポチーク
貴族合議 アリストクラシー	なし	貴族合議 アリストカラシー	なし
民主政治 デモクレシー	民主之國	なし	權在庶民
共和 レプブリック	なし	共和政治 レポブリック	君民同權
立君 モナルキー	なし	立君 モナルキ	為君是專
立君定律 リミット、モナル キー	なし	立君定律 コンスチテュショナル、 モナルキ	なし
代議士 リプレゼンターチフ	なし	なし	紳董 レプレゼンタント
上局、清華院 ハウス オフ ロルヅ	上房	なし	元老院 セナート
下局、衆庶院 ハウス オス コムム ンス	下房	なし	紳董院 レプレゼンタント

行衙 シルクイト コールト	下法院	なし	道審院シルクイト 州審院ヂストリクトコ ウルト
高衙 シュベリヨル コール ト	上法院	なし	司審總院 スュポリームコウルト
越訴の衙 コート オフ アッ ピール	上法院	なし	大審院 オップルゲレクッホル

表4の比較から、『政治略原』の漢字翻訳語と他の書物の関係性が見えてくる。

1) まず、『政治略原』の政治に関する漢訳語は『西洋事情』と一致しているところが多い。特に「貴族合議」「立君定律」「立君」は『西洋事情』と全く一致していることから、何礼之は、『西洋事情』の翻訳語を直接に参考したのではないかと推測できる。

2) 「清華院」「衆庶院」「行衙」「高衙」「越訴の衙」などの漢字語に関して、中国で翻訳された『万国公法』『大美聯邦志畧』に同じ概念があったが、使用している漢字翻訳語はまったく別であることが判明できた。「邑衙、翻案、保領」などのことばも加えて、総合的に見てみると、『政治略原』の漢字語は、日本人になじみの薄い中国語の色が見え隠れしている。それは、何礼之の唐通事の背景が反映されているのではないと思われる。その色がさらに濃くなって現れているのは、『政治略原』にある「左訓」をつけている漢字語である。

(3) 解釈付きの漢字語（左訓）

何礼之が言う「左訓」とは漢字語の左側に和訓を付けていることばである。その量も非常に多い。お主なものは表5でまとめる。

表5 「左訓」のつく漢字語

左訓	漢字語	左訓	漢字語	左訓	漢字語
エビス	野蛮	□トウ	竅問	タダシトウ	勘問
オシヒロ	擴廣	□□□	契券	シヒツゲ	誣告
コラシイサシメ	懲戒	カキモノ	案牘	ムシツノツミ	冤罪
ヒロキノリ	通義	メシフダ	召牌	ムシツ	冤枉
オモテムキ	外容	メシトリカキツ ケ	捕票	トカガキ	罪案
ドル	鷹銀	メシトル	勾提	オシタダス	竅核
フダ	擧票	ショウニン	眼證	メシトル	捕捉

イレフダ	投票	カキツケ	牌票	ウケアイ	保領
シラベ	點檢	アマネク	洽密	フタタビシラベ	再審
キツロイ	来捕	カリノヤクニン	管事司	カネダカ	金額
シメククリ	管轄	シメククリ	管轄	ウケニン	保人
ミトトケ	照管	ミイツクリ	保険	ユルシ	釋放
シラベ	提審	クミアイ	合夥	ヒキワタシ	交付
ツケカエル	改擬	カケクジ	原告	トリシマリ	収管
アツマル	輻輳	ウケグチ	被告	ウケガキ	保状
シメアツカリ	収管	シロモノ	賞財	タブラカス	誑騙
ワイロヲトラステヲ	養廉	シラベナオシ	覆審	オビヤカス	劫嚇
フリトユルシ	故縦	ヒソカニカクシ	潜容	カキノセ	開載
ヤクショフダ	官牌	カキイレ	填記	ワケオクル	解送

上記の表5を見ると、「召牌」「牌票」「捕票」「眼証」「照管」「提審」「収管」「管事司」などの多くの言葉は、むしろ日本語漢字語ではなく、中国語漢字語であると言える。つまり、唐通事の何礼之は、日常的に中国語通訳業務の中で使われている漢字語を積極的に西書翻訳に取り入れているのではないかと考えられる。これらの漢字語を一般の読者に理解してもらうために、彼は和訓と言う解釈を付ける方法を取った。

このような特殊な翻訳方法について、すでに研究者に注目されていた。木村直樹氏によれば、唐通事は英文翻訳作業の中で、長崎奉行を「長崎鎮台閣下」、イギリスの領事を「管事官」と訳している⁹⁾。『政治略原』において、これだけ多くの中国語漢字語が使われている事実から、やはり何礼之の唐通事としての背景が彼の翻訳に影響を与えているといえるだろう。これを検証していくためには、やはり唐通事の仕事内容と彼らが仕事に使用していた中国語を知る必要がある。

4 唐通事の仕事と中国語

李猷璋氏によると、長崎唐通事の仕事内容は、検視・荷役に立会い、違反者の召還・連行、審問の通訳、文書の和解、上陸・出航の許可、渡来人物の接待や案内、軽犯罪者や金品の預かりなど煩雑である¹⁰⁾。また、唐通事の教科書である『譯家必備』も「唐船進港、修船、開船、領牌、口外守風、講價、對帳、拜馬祖、上墳、身故、捧送飄到難船、護送日本難人、本船起貨、

9) 木村直樹『<通訳>たちの幕末維新』吉田弘文館 2012年 123頁

10) 李猷璋開『長崎唐人の研究』親和銀行 1991年 317頁

貨庫、清庫」など、唐通事の業務内容を何う会話資料が編まれている。

上記の事実から考えると、唐通事の職務は単に言葉の通訳ではなく、長崎港に入港し滞在していた中国人の日常生活、法律遵守などの細部まで世話役として務めていたことが読み取れる。したがって、彼らが使っていた中国語も多岐に渡ったに違いない。では、『政治略原』の漢字語は唐通事の中国語とどのような関連性があるであろうか。当時のたくさんの中国語学習教材の中から、本論文は、主に『唐話辞書類集』第20巻に収録されている「譯家必備」「水滸伝抄解」「(聖歎外書)水滸傳記聞」と『唐話課本五篇』にある「鬧裏鬧」を中心にいくつかの漢字語を抽出して比較をしてみる。これらの教材のタイトルからも分かるように、唐通事らの中国語は口語であり、明清時代の白話小説の影響を受けていた。

1. 「譯家必備」(下線部は筆者が付したものである。以下同様—筆者注)

① 牌票

- 1) 即與信牌一張以為憑據。進港之日驗明牌票。繳迄即收船隻。(「譯家必備」)
- 2) 一張是留在王府，一張是同信牌一起帶回去，再來的時節又同牌照一併繳上的(「譯家必備」)¹¹⁾。

下線部の「信票」「牌票」「牌照」は、政府が発行した証明書、許可証を意味するものである。

- 3) 州宰ハ州内ノ法曹ニ列坐シテ判司ノ令ニ随ツテ召牌(メシフダ)ヲ出シ捕票(メシトリカキツケ)を發ス。(『政治略原』下、六葉)
- 4) 捕亡使(コンスラブル)ハ訴獄司ノ牌票(カキフダ)ヲ奉公シ民法ノ詞訴ニハ負債ヲ追求ス¹²⁾。(『政治略原』下、八葉)
- 5) 裁判役ヨリ追票(エクスキューション)を發スル。(『政治略原』下、十三葉)

『政治略原』にある「召牌」「捕牌」「牌票」「追票」は、司法機関から発行した逮捕状、捜査令状などの許可書であり、「譯家必備」とことば上の微差はあるが、「牌」と「票」で表す意味は全く同じであることを確認することができる。

② 輻輳

- 1) 唐山及各州府商船輻湊長崎計已有年¹³⁾。(「譯家必備」)
- 2) 執政官ハ一邦ノ庶政ヲ輻輳(アツマル)スル所ニシテ属官ヲ置サレハ事務ヲ辨理ス。(『政治略原』下、二葉)

「輻輳」は現代の日本語でも通用することばであるが、当時はまだなじみの少ないことばのた

11) 古典研究会編集「譯家必備」『唐話辞書類集 第20巻』汲古書院 1976年 232-233頁

12) 瓊江何禮之譯述 同掲書 八葉

13) 古典研究会編集「譯家必備」『唐話辞書類集 第20巻』汲古書院 1976年 29頁

めか、「アツマリ」との左訓が付されている。

③ 照管

- 1) 吩咐街總管留心照管照管¹⁴⁾。(「譯家必備」)
- 2) 救恤ヲ關轄スル役ハ生活ノ路無キ者或ハ鰥寡孤獨ヲ照管 (ミトドケ) ス。(『政治略原』下、七葉)

「照管」は典型的な中国語である。「譯家必備」と『政治略原』では、両方とも「世話をする」という意味である。「世話」と言う和語を使用せず、中国語を使用するのは、やはり何礼之が唐通事であるゆえんである。

2. 「鬧裏鬧」

① 衙門

- 1) 聽見某官貪了銀子，凌辱了百姓的，就去廝打，打破了衙門擄掠了錢糧¹⁵⁾。(「鬧裏鬧」)
- 2) 邦内ニハ最モ卑キ裁判所ヲ邑衙 (ジユスチシ・コートル) ト称シ邑ノ判事ノ之を掌ル (『政治略原』下、十一葉)
- 3) 邑衙ノ上ヲ州衙 (ト称ス (『政治略原』下、十五葉)
- 4) 州衙ノ上ニ每邦必ス一衙無カル可ラス。二衙以上ヲ置ク邦モ有リ、其名ハ諸州ニテ一様ナラス。行衙 (シルカート・コートル)、高衙 (シエベリヨル・コートル)、越訴ノ衙 (コートル・オフ アップール)、是ナリ (『政治略原』下、十七葉)。

「衙門」は中国語の中で役所、特に裁判所を意味することばである。唐通事たちも当然この言葉には馴染んでいる。上記の比較から、何礼之は「衙門」を少し変形させて、「邑衙」「州衙」「行衙」「高衙」「越訴ノ衙」を以て、アメリカの司法制度を翻訳したことが分かる。

3. 「(聖歎外書) 水滸傳記聞」

- 1) 幾曾見過原告人カケグジ自監着被告人ウケグジ號令の道理¹⁶⁾。
- 2) 人ヲ訟ル者ヲ原告 (カケグジ、プレインチフ) ト云ヒ訟ニ對スル者ヲ被告 (ウケグジ、デフエンダント) ト云ヒ。(『政治略原』下、十二葉)

「原告」「被告」に付けられている訓読みまで一致している。

4. 「水滸傳抄解」

- 1) 保領：ゴ用アラバ呼出サウト処ノ庄ヤ隣家ウケオワセツレカエル¹⁷⁾

14) 古典研究会編集 前掲書 77頁

15) 奥村佳代子編著 『唐和課本五編』 関西大学出版部 平成23年 63頁

16) 古典研究会編集 「(聖歎外書) 水滸傳記聞」『唐話辞書類集 第20巻』 汲古書院 1976年 327頁

17) 古典研究会編集 「水滸傳抄解」『唐話辞書類集 第20巻』 汲古書院 1976年 418頁

2) 罪状甚々重カラサル者は右罪人ノ親知ノ者或ハ隣里ニ保領(ウケアイ)セシム。(『政治略原』下、二十葉)……保領ノ時官ニ出スヲ保状(ウケガキ、レコグニザンス)と称ス。「保領」も典型的な中国語である。「水滸傳抄解」と『政治略原』の「保領」に関する解釈は一致している。また、「保状」も同じく中国語である。

上記の4書をもって、『政治略原』にある漢字語と比較してきた。書物の性質が違うので、使用している語彙も当然差異がある。すべての語彙を一致させるのは不可能であるが、これだけ多くの漢字語が唐通事の中国語学習教科書と一致していることから、『政治略原』の漢字語はかなり中国語に影響を受けていると言える。

5 おわりに

本論は、何礼之の『政治略原』にある漢字翻訳語を中心に論じてきた。彼が漢訳語と漢字語を両方巧みに操って、西洋の書物を翻訳してきたことを判明させることができた。彼自身が唐通事という職業であることから中国語に由来する漢字語は特に彼の翻訳に鮮明に現れている。日本人になじみの薄い漢字語だと彼が認識しているからこそ、これらの言葉に丁寧に注釈、左訓を付けて、漢字語における中国語と日本語との隔たりをうまくカバーすることが出来たと言えよう。

『政治略原』には、明治六年翻刻版とその略版である『米国律例』(明治四年十月)も存在している。『米国律例』は、アメリカの法律に関する内容のみ収録されている。この二書がほぼ同時期に出版されてることから、当時何礼之の書物は教育の現場あるいは一般社会でかなり需要があったことが窺える。何礼之が西書翻訳に使った中国語に由来する漢字語の多くは、明治以降殆ど日本語として成立していなかったが、日本人にとって西洋文化の啓蒙教育時期において、その翻訳方法は、確実に有効な手段の一つであったと言える。また、日本人の翻訳者と違って、和製漢語を作らず、在来の中国語の漢字語彙を利用するのも唐通事の彼の特徴でもある。

幕末期における唐通事の西書翻訳への貢献についての研究は、まだまだ少ない。本研究は一つのきっかけにすぎない。これからは何礼之及びその他の唐通事についてさらなる研究を続けていきたい。

本研究は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を受けた研究成果の一部である（基盤研究（C）、研究課題番号：15K02823）。

参考文献

- 古賀十二郎 『徳川時代に於ける長崎の英語研究』 九州書房 昭和22年
許海華 「長崎唐通事何礼之の英語学習」 『関西大学東西学術研究所紀要』 第44輯 2011年
陳力衛 「「民主」と「共和」——近代日中概念の形成とその相互影響——」 『成城・経済研究』 第194号（2011年11月）
飯田晴巳 『明治を生きる群像 近代日本語の成立』 おうふう 平成14年
盛岡健二編著 『改訂近代語の成立』 明治書院 平成3年
朱鳳 『モリソンの「華英・英華字典」と東西文化交流』 白帝社 2009年
朱鳳 「何礼之と宣教師の交流について」 『環流する東アジアの近代新語訳語』 2014年
喜多田久仁彦 「唐通事の中国語について」 『研究論叢』 87号 京都外国語大学 2016年